

## 都バスマスコットキャラクターの使用に関する要領

平成 14 年 10 月 21 日

14 交自第 1083 号

令和 3 年 2 月 1 日

2 交自第 1960 号

令和 5 年 6 月 26 日

5 交自第 514 号

### (目 的)

第 1 条 この要領は、都営バスのマスコットキャラクターであるみんくる及びみんくるのロゴマーク（以下「キャラクター等」という。）を東京都交通局（以下「交通局」という。）及び交通局以外の者が製作物のデザイン等に使用する場合において、円滑な使用とクオリティの確保を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### (権 利)

第 2 条 キャラクター等に関する一切の権利は、交通局に帰属する。交通局以外の者が、キャラクター等を使用する場合は、必ず交通局自動車部営業課（以下、「営業課」という。）の承認を得なければならない。

### (使用方法)

第 3 条 キャラクター等を使用する場合は、定められた仕様に従って使用しなければならない。

2 ロゴマークとの一体的な使用を原則とするが、場合によりキャラクターのみの使用も差し支えないものとする。

3 キャラクター等の仕様は、みんくるデータ集に基づくものとする。ただし、営業課が認めた場合は、その仕様を改変することができる。

### (使用承認申請)

第 4 条 キャラクター等の使用を希望する交通局以外の者は、事前に使用申込票（様式第 1 号）を提出の上、営業課の承認を得なければならない。

### (使用の不承認)

第 5 条 次の各号の一に該当する場合には、キャラクター等の使用を承認しない。

- (1) 都営バス事業に直接関係のない事業の PR に使用する場合
- (2) キャラクター等又は都営バス事業のイメージを損なうおそれがある場合
- (3) その他適当でないと認めるとき。

### (使用承認の取消)

第 6 条 次の各号の一に該当する場合には、キャラクター等の使用承認を取り消し、又は使用の中止を求めることができる。

- (1) キャラクターの使用開始後において、前条各号の一に該当すると認められたとき。
- (2) 使用手続時の申請内容に不正のあったことが認められたとき。
- (3) その他使用について不相当と認めた場合  
(完成品の確認)

第7条 キャラクター等を使用した者は、その使用に係る完成品又は写真を営業課に無償で提出し、キャラクター等の使用承認条件に適合することの確認を受けなければならない。

(事務処理)

第8条 キャラクター等に関する事務は、営業課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年10月21日から施行する。

(関係要領の廃止)

2 この要領の施行に伴い、都バスマスコットキャラクターみんくる等の使用に関する要領(平成12年5月23日12交自第273号)は廃止する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月26日から施行する。